（児童福祉法施行令等の一部改正）

第二十七条　次に掲げる政令の規定中「第四十一条の三の三第二項」を「第四十一条の三の十一第二項」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第五号、第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号

二　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第四項第一号

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第七条第三項第一号

五　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第五号

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十二号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第一項中「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十二条の規定」を削る。

第六十三条の三第一項中「若しくは第六十五条の八の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条若しくは第二十条」を「又は第六十五条の八」に改める。

第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項中「令和六年五月十四日」を「令和九年五月十四日」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十三号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第六条の二第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第七項中「租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の」を「次の各号に掲げる規定の」に、「に租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の」を「に当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定

二　租税特別措置法第四十一条の三の三第一項の規定

附　則

この政令は、令和六年六月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十四号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四十一条の二の三」の下に「、第四十一条の三の四」を加える。

第二条第三号中「（第三項から第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第五十七条の四の二」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第一号の改正規定　令和六年六月一日

二　次項の規定　令和七年四月一日